

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15113
S 24172

③施設名等

名 称：	羽曳野荘
施設長氏名：	中條 薫
定 員：	34名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	羽曳野市学園前1丁目1番3号
T E L：	072-956-2102
U R L：	http://habikinoso.org/index.html
【施設の概要】	
開設年月日	1950/5/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	羽曳野荘
職員数 常勤職員：	22名
職員数 非常勤職員：	5名
専門職員の名称（ア）	社会福祉士
上記専門職員の人数：	2名
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数：	8名
専門職員の名称（ウ）	社会福祉主事
上記専門職員の人数：	12名
専門職員の名称（エ）	幼稚園教員免許
上記専門職員の人数：	6名
専門職員の名称（オ）	臨床心理士
上記専門職員の人数：	3名
専門職員の名称（カ）	栄養士
上記専門職員の人数：	2名
施設設備の概要（ア）居室数：	29室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

理念

「為すことによって学ぶ」「生活即学習」

基本方針

- ①ユニットケアによる家庭的養護の推進
- ②固定された職員による連続及び一貫した支援の推進
- ③生活における個別化の推進
- ④愛着や基本的な信頼関係の構築
- ⑤自己実現を目指す等社会的自立に向けた生活支援
- ⑥虐待経験等からの回復を目指した治療的ケアの推進
- ⑦家族再統合に向けた保護者への支援の推進
- ⑧関係機関との連携強化
- ⑨アフターケアの推進
- ⑩里親支援・開拓
- ⑪地域福祉の推進

⑤施設の特徴的な取組

①子ども達が将来的に家族を築く際に家庭を想像できるように、職員も子どもも男女混合で生活を送っている。2つのユニット化を図り、基本的には幼児から小学生低学年が男児の場合は小学生高学年以上が女児、もう一つのユニットは、その逆としている。施設で生活している間に「家族の在り方」を描くことを目的としており、退所した後に生活した経験が生きていけることも目的にしている。

②子どもの発達を考慮して、思春期に入る小学生高学年から個室化を図り、安心できる生活空間を作っている。子ども自身のプライベートスペースを確立することで主体的に居室の整理整頓や掃除、個別学習等生活を築いていくことができるように環境を築いている。

③社会貢献事業の中で生活困窮者レスキュー事業を立ち上げて、当法人が地域の福祉問題のニーズを把握して貧困家庭への支援を行いました。家庭訪問に始まり、その家庭の問題を明らかにした上で、様々なアプローチを行いました。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/5/31
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/3/27
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

◇施設の概要

児童養護施設羽曳野荘は、戦後の養護施設を退所した子どもの職業訓練を目的に設立されました。理念として「為すことによって学ぶ」「生活即学習」を掲げ、職員と子どもが畑を耕し、木工裁縫等生活実践を行いました。定員も28名からスタートし現在は34名と小規模施設の特徴を生かした養育を行っています。施設的环境は羽曳野丘陵の北側に位置し、近隣には大阪府立はびきの医療センター等の医療機関や大阪府立大学、羽曳野支援学校など教育機関もあります。近くに羽曳が丘公園があり周りは閑静な住宅地です。2012年3月竣工の建物は家庭的養育に配慮した男女縦割りユニットであり、小学校高学年から個室も整備されています。

◇特に評価の高い点

事業計画の取り組み

単年度の事業計画には、法人の中・長期計画が再掲され、これまでの取り組み実績と今後の取り組みが明記されているなど中・長期計画を反映したものになっています。

また、事業計画は、多くの職員の意向や意見を反映し、施設の運営委員会で策定されたものであり、その内容は、単なる「行事計画」でなく、法人の単年度計画から児童養護施設の基本方針や本年度の重点目標、子どもへの支援方針、ボランティアや実習生の受け入れ、職員研修、地域との連携等の計画が詳細に盛り込まれています。特に、別添の項目別・年齢別支援内容は当該年度の子どもの養育・支援の具体的な目標となり、それらの取り組みを振り返ることによって、より質の高い養育・支援が実現できるものとして高く評価できます。

さらに、毎年度途中の法人役員会で行われる事業計画の取り組みの経過報告は、計画期間中の実施状況等の把握、達成度等の評価、見直しのための機会にもなっています。これら一連の取り組みは、施設運営の計画的な遂行といった観点から高く評価できます。

地域との関係を重視した取り組み

当施設の地域との関わりは、施設設立当初以来、歴代の施設長や役職員の考えや取り組みによって確立され、重視した取り組みの一つとなっています。

今年度（平成29年度）の事業計画の中にも「地域との連携」として地域との交流についての基本的な考え方を文書化しています。「子どもは施設の中だけでは育たない、地域の中で育つ」といった考えのもと、施設職員が町内の自治会や子ども会、中学校のサポートの会等に参加して、地域の人々の日常的な交流を行う中で地域の暮らしを知り、施設や施設の子どもの理解を得るための取り組みを行っています。合わせて、施設の園庭や多目的ホールの開放、「子育てサロン」の実施や地域の自治会活動への場所の提供など、地域住民に施設の設備を開放することによって地域との交流を意図した取り組みを積極的に行っています。

また、地域支援事業として、ショートステイ事業や子育て相談事業、生活困窮者レスキュー事業等を実施し、地域の福祉ニーズに対応しながら地域貢献に取り組んでいます。これら施設と施設の子どもの社会化を目的にした、「地域交流」と地域社会の福祉向上を目的とした「地域支援」の当施設の取り組みは、高く評価できます。

地域の小学校・中学校と連携協働の取り組み

地域の学校と連携を深めるため、新しく赴任された教員の方々に対して施設を理解してもらうために見学会、研修会を行っています。また、中学校の先生が週に一度一人ずつ来園し、学習指導や進路相談を行っています。また、夏休み等長期休暇の後には子どもの状況説明や学習課題について小・中学校、施設職員参加のもと研修会や懇親会を行っています。さらに養育・支援の難しい不適應行動を伴う子どもたちのケースカンファレンスも合同で随時開催しています。この取り組みは施設で暮らす子どもたちの気持ちを理解し、教育現場に反映させる意味で高く評価できます。

施設内クラブの取り組み

施設内にクラブが6つ（ソフトボール、フットサル、陶芸、ピアノレッスン、園芸、お菓子作り）あり、夏休み中や年間を通して活動しています。その目的は子どもと職員が協力して同じ目標に向かって努力していくことや、子どもの持っている力をエンパワメントし自尊心・自己肯定感を育むことです。調査の中で子どもや職員からの聞き取りでも、生活の大きな原動力になっていると感じました。高く評価するとともに、課題や問題は当然あると思いますが、継続して取り組むことを期待します。

◇改善が求められる点

子どもの満足度を高めるためのアンケート調査の実施

子ども本位の養育・支援を実施するということは、施設が一方的に判断できるものでなく、生活の主体者である子どもや保護者等がどれだけ施設の生活に満足しているかを把握することが重要になります。具体的な内容として、日常生活において子どもの人格が大切にされ、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等が保障されているかといった観点から施設の養育・支援の内容を把握することが必要になります。子どもの満足度を図るため「生活満足アンケート調査」等について、職員間でその調査内容を吟味しながら調査表を作成し、定期的の実施の中で、実施した調査を分析・検証して施設の養育・支援の質の向上に向けて有効に活用することが求められます。

子どもや保護者に周知すべき情報の提供に向けて

施設での生活の主体者である子どもや保護者等に対して「知る権利」を保障する取り組みが求められます。本評価基準には、法人・施設の理念や基本方針から始まって、事業計画の主な内容、プライバシー保護と権利擁護に関する取り組み、入所時の養育・支援の内容、自立支援計画の説明と同意、退所後の相談方法や担当者についての説明、苦情解決の仕組み、相談・意見の取り組み、個人情報の取り扱い等に関して子どもや保護者に説明することなどが求められています。当施設では、いくつかの項目について既実践していますが、まだ、取り組めていない部分も残されており、周知すべき内容を吟味しながら、周知方法等についても職員間で十分に協議して定め、それに基づいて取り組むことが求められます。

被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応の整備について

被措置児童虐待の通告・届出があった場合、通告者が不利益を受けない仕組みが未整備となっています。今後、通告しても職員に不利益とならない事の説明を徹底し、何でも話せる風通しの良い職場風土を醸成することが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント(※受審施設が作成します。)

今回2回目の第三者評価を受審しました。前回の結果を踏まえ取組を行ったところを正しく評価していただきました。新たな課題も明らかになり、これからの取組みの方向性が明確になりました。今回の施設の取組みの適切な評価やアドバイスを次年度以降事業を進めて行く中で活かしていきたいと考えています。また、全役職員が専門性の向上に努め、子ども達とともに穏やかで豊かな暮らしができるよう努めていきたいと思っています。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
<p>法人・施設の理念や基本方針は、パンフレットやホームページに記載されています。また、施設の玄関にある掲示板や面会室等にも掲示されています。内容は、子どもの養育・支援の目標を掲げ、職員の行動規範になっています。また、家庭的な養育を目指し、地域支援に向けての取り組みが明記されており、今、児童養護施設に求められている姿勢が謳われた適切なものになっています。</p> <p>職員は、理念や基本方針が明示された「実務ハンドブック」を常時携帯して、確認しています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
<p>団体の各種会議や関係省庁等からの通知や通達により、社会福祉事業全体の現状や動向等を、具体的に把握しています。また、施設長は、施設の所在する市の社会福祉協議会や福祉施設連絡会の役員をしており、その立場から地域の福祉計画等の内容や動向を把握・分析しています。また、施設入所に関してその充足率やコスト分析を実施しています。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
<p>現在の経営課題として、施設の小規模化と人材問題であると把握し、法人役員や職員に共有がなされています。施設の小規模化については、中・長期計画である家庭的養護推進計画によって取り組みが進められています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
<p>中・長期計画として施設の家庭的養護の推進計画が策定されており、平成41年度までの15ヵ年計画として、3期に分けて目標が定められています。その内容は、毎年度の振り返りで実施状況の評価ができるものとなっています。今後は、見直した後の「変更計画」を必要に応じて作成することが望まれます。</p>	

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】		
<p>単年度の事業計画には、法人の中・長期計画が再掲され、これまでの取り組み実績と今後の取り組みが明記されています。また、事業計画の内容は、単なる「行事計画」でなく、法人の単年度計画から児童養護施設の基本方針や本年度の重点目標、子どもへの支援方針、ボランティアや実習生の受け入れ、職員研修、地域との連携等の計画が詳細に盛り込まれています。</p> <p>特に、別添の項目別・年齢別支援内容は当該年度の子どもへの養育・支援の具体的な目標となり、振り返ることによってより質の高い養育・支援が実現できるものとして、高く評価できる内容になっています。</p>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】		
<p>多くの職員の意向や意見を反映し、施設の運営委員会で策定された事業計画について、毎年度途中の法人役員会で取り組みの経過報告を行っており、それが計画期間中の実施状況の把握、達成度等の評価を行う機会となっています。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】		
<p>事業計画の主な内容は、子どもにはその都度、自治会等で口頭で、あるいはホワイトボードなどを使って説明しています。保護者に対しても施設玄関等の掲示板で知らせていますが、取り組みが消極的なので、どんな情報を、どのような方法で周知するか職員間で協議し、実践することが望まれます。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<p>定められた評価基準に基づいて年に1回の自己評価を実施しています。また、第三者評価も定期的に受審しています。評価はユニット毎で取り組んだものをグループリーダー等がすり合わせ、最終的には幹部職員で取りまとめています。</p> <p>評価結果は、施設長も出席する「打ち合わせ会議」等で分析・検討しています。</p>		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
<p>評価結果に基づいて、改善すべき評価項目の内容に応じて、ユニット会議や給食会議、主任会議や打ち合わせ会議等、各種会議で確認して取り組んでいます。ただ、評価結果を分析した結果やそれに基づいた課題などが文書化されていないので、改善することが望まれます。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】	
施設長は、理念や基本方針、事業計画等の文書により、経営・管理に関する方針や取り組みを明確にしています。また、ホームページには自らの役割や責任を掲載し、表明しています。職務分掌や管理規程、消防計画等に自らの責任と役割を明確にしています。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】	
施設長は、様々な会議や管理者研修、関係省庁等からの通知や通達等で遵守すべき法令については十分理解しています。職員に対しては、他施設等で発生した不祥事等や、遵守すべき法令等は必要に応じて周知に努めていますが、施設内研修等の位置づけの中で、「法令遵守」に関して総合的に周知や研修に向けて取り組むことが望まれます。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】	
施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、毎日実施される「打ち合わせ会」に出席し、職員に対し養育・支援に関する助言や指導を行っています。また、自立支援計画を見直す際のケース会議にもできるだけ参加するようにしています。施設経営に関する研修だけでなく、子どもの養育・支援に関する研修会にも参画するようにしています。	
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】	
施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、運営会議や主任会に参加し、人事の問題や業務の効率化のための取り組みについて自ら率先して実践しています。具体的には、人事の問題については養成校との連携強化、労務に関しては職員の労働条件の緩和、財務に関しては予算執行の状況把握に努め、業務の効率化のために時間管理を意識するため、アラームを導入するなどの取り組みをしています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】	
法人や施設の理念や特色を説明して見学も受け入れた上で、人材確保に努める方針は確立しています。最近の入所児童の傾向から保育士や社会福祉士だけでなく、養護教諭や生活を担当する心理士の必要性を感じて、実際に導入しています。人材確保の方法として養成校との連携を密接にしたり、就職フェアへの参加、インターネットの活用を行っており、特に実習生へのアプローチに力を入れています。	

<p>② 15 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>理念・基本方針には、「子どもの個々の特性に合わせて多面的に理解し、チームケアを実践する」などの児童福祉施設共通の「期待する職員像」は明確にされていますが、職階や経験、年齢等に応じて求められる「期待される職員像」が明らかになっていません。 一定の人事基準を明確にしなが、それに基づいた人事考課の取り組みができていないので、より職員の質を高めるために検討することが望まれます。</p>	
<p>(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>	
<p>① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>職員の就業等に関する意向や意見は、月1回実施している職員との個別面接時等に把握しています。有給休暇の取得率や超過勤務時間の実態等を把握して、時短への取り組みや休憩時間の取り方、連休の取れる休日等への工夫がなされています。 職員のメンタルな面へは心理士が話を聞くなど対応しています。ワーク・ライフ・バランスに向けての仕組みは整備され、職員が働きやすい環境に向けて努力しています。</p>	
<p>(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	
<p>① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>職員個々の育成に向けた目標管理は、職員の勤務年数や職階等に応じて、毎年度初めに「職員自己申告表」によって課題目標等を把握し、毎月の施設長との面接時に目標達成度の状況を確認することによって進められています。 そして、年度末の面接では次年度の目標設定についての確認がなされています。</p>	
<p>② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>事業計画の中に「法人・施設が求める職員」として、①運営方針の実現に向けて専門性を発揮できる職員、②社会変化に対応でき、福祉専門職として高い倫理観や専門性を求め、自己研鑽できる職員、③常に向上を意識し、質の高い養育支援・福祉サービスを提供できる職員と明示しています。 この実現に向けて施設内研修、外部研修が綿密に計画され、実行されています。</p>	
<p>③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>職員個々の水準や資格の取得状況等は、施設長を始め幹部職員が把握しています。新任職員に対しては、それぞれのユニット内で先輩職員が業務を通して具体的に指導しています。研修は、職種別、階層別、テーマ別に必要に応じて受講して知識や技術の向上に向けて取り組んでいます。</p>	
<p>(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>	
<p>① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>実習生の受け入れマニュアルは整備され、専門職養成のための基本姿勢や受け入れ意義等が明文化されています。また、保育士実習、社会福祉士実習の他、弁護士の体験実習や里親実習も受け入れ、それぞれの実習に配慮したプログラムが用意されています。 さらに、実習指導者に対する研修も実施しており、その取り組みは大きく評価できます。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】	
法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業報告、決算情報等運営の透明性の確保に向けて、法人のホームページが活用されています。苦情対応体制や苦情の内容に基づく改善・対応の状況は適切に公開していますが、第三者評価に関しては受審についての取り組みや受審結果の公表の流れの説明などが未整備になっているので、改善に向けて取り組むことが望まれます。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】	
施設における事務、経理、取引等は、経理規程や職務分掌により明確にされています。公認会計士や社会保険労務士と契約を交わし、事務や経理に関して助言や指導を得ています。内部的にも子どもの小遣いや小口現金等について主任がチェックするなどの体制が整備されています。今後は、事務や経理等に関するルールや職務分掌、責任・権限等を職員に周知する取り組みが望まれます。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】	
事業計画の中に「地域との連携」として地域との交流についての基本的な考え方を文書化しています。それに基づき学校を始め、地域の中での暮らしを重視した取り組みが展開されています。具体的には、町内の自治会や子ども会、中学校のサポートの会等に参加して、地域の人々との日常的なコミュニケーションを行う中で、地域に対して施設と施設の子どもの理解を得るための取り組みを行っています。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】	
ボランティア受け入れマニュアルは整備され、受け入れに関する意義や目的等基本姿勢が明示されています。ボランティアの受け入れは、環境整備や洗濯、裁縫、読み聞かせ、学習指導、ピアノレッスン等多方面に渡っています。また、転任教職員に対して見学の受け入れや講演を実施するなど地域の学校教育への協力を実施していますが、そのことに関する施設の基本姿勢が明文化されていないので、改善に向けて取り組むことが望まれます。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
地域の関係機関や団体について、子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストが作成され、職員間で共有がなされています。措置機関、教育機関や市要保護児童対策地域協議会とは定期的な連絡会を持ち、共通する問題の解決に向けて協働しています。市福祉施設連絡会や生活困窮者レスキュー事業は、関係機関や団体の新たなネットワークとして活躍が期待されます。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
【コメント】		
<p>施設の園庭を開放したり、多目的ホールを開放して「子育てサロン」を実施したり、地域の自治会活動の場として活用するなど、地域住民との交流を意図した取り組みを行っています。また、地域支援事業として、ショートステイ事業や子育て相談事業、生活困窮者レスキュー事業等を実施し、地域に貢献するとともに地域の福祉ニーズに対応しています。</p> <p>合わせて、市福祉施設連絡会の一員として、地域の活性化やまちづくりに取り組み始めていることは大きく評価できます。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】		
<p>地域支援事業として、ショートステイ事業や子育て相談事業、生活困窮者レスキュー事業等を実施し、地域に貢献するとともに地域の福祉ニーズに対応しています。</p> <p>合わせて、市福祉施設連絡会の一員として地域の活性化やまちづくりに取り組み始めています。子育て支援事業や生活困窮者レスキュー事業等は、事業計画に具体的な事業や活動の内容が明示されています。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>理念や基本方針に、児童憲章の前文が明示され、子ども一人ひとりの自立や発達、特性を尊重した養育・支援の実施が明文化されています。「倫理綱領」は大阪府社会福祉協議会児童施設部会が策定したものを使っており、職員は理解し、実践するための取り組みを行っています。</p> <p>子どもの尊重や基本的人権への配慮については、全国児童養護施設協議会が作成した「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を活用しています。</p> <p>子どもを尊重した養育・支援の基本姿勢を、文書化された標準的な実施方法へ反映することが望まれます。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
【コメント】		
<p>プライバシー保護マニュアルや被措置児童等虐待対応マニュアルは整備され、それに基づいた取り組みがなされています。被措置児童等虐待対応マニュアルには虐待の定義だけでなく、虐待に至らない「不適切なかかわり」についても言及されています。</p> <p>今後は、取り組んでいるプライバシー保護や権利擁護について、子どもや保護者への周知に向けて取り組むことが望まれます。</p>		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
【コメント】		
<p>法人・施設の理念や基本方針は、パンフレットに明示されており、子どもや保護者に施設等を紹介するものとしてパンフレットや入所時ファイル（写真と説明文）を使用しています。写真の使用は視覚的によく理解でき、有効ですが、説明文について言葉の表現やイラストの挿入、子どもの年齢等に応じたものを「入所のしおり」としてまとめて準備するなどの配慮が望まれます。</p>		

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】	
<p>養育・支援の開始時における説明や予防接種に関する同意書は書面で残しています。ただ、説明にあたってわかりやすくまとめられた「入所のしおり」等を作成し、それに基づいてなされることが望まれます。</p> <p>また、毎年作成される自立支援計画など説明が求められているものに関し、説明するとともに同意を得た上で書面を残すことが望まれます。</p>	
③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】	
<p>子どもの状態の変化等で、養育・支援の内容や施設の変更、家庭復帰等を行う場合、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないように、引継書を作成するなど申し送りに配慮しています。退所後も、子どもや保護者が相談できるように体制を定め、取り組んでいます。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
【コメント】	
<p>子ども本位の養育・支援は、施設が一方向的に判断できるものでなく、生活の主体者である子どもや保護者等がどれだけ満足しているかを把握することが求められます。具体的には、日常生活において子どもの人格が大切にされ、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等が保障されているかといった観点から把握することが重要です。</p> <p>未実施になっている子どもの生活満足アンケート調査について、職員間で項目を考えるとともに、定期的実施し、養育・支援の質の向上に結びつけるよう取り組むことが求められます。</p>	
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】	
<p>苦情解決のための仕組みは整備され、機能しています。苦情解決の仕組みは、マニュアルが作成され、ホームページに公開されています。また、施設の玄関や面談室にも掲示されています。意見箱は、施設の土間に1箇所設置され、苦情記入カードも添えられています。前回の第三者評価で改善が指摘されていた苦情内容や改善結果等はホームページに公表され、その取り組みは高く評価できます。</p>	
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
【コメント】	
<p>子どもの「権利ノート」に「困ったときなどは誰にでも相談できる」と明示されており、全ての子どもに配布し、周知されています。中・高生以上の子どもには個室が用意されており、相談があるときは、子どもの居室や必要に応じて面談室などを使用するなど意見を述べやすいスペースに配慮した取り組みが行われています。</p>	
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】	
<p>施設の養育・支援の質を向上させるためには、子どもからの苦情だけでなく、意見や提案等からの改善課題を明らかにし、取り組んでいく姿勢が求められます。従って、苦情解決同様に、子どもからの意見や要望、提案等への対応についての仕組みを確立することが必要であり、目下、未整備になっている対応マニュアル等の策定が求められます。</p>	

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】	
<p>「危機管理マニュアル」が整備され、危機管理における指揮権や学校・地域での事故対応、園内における安全対策、交通事故への対応、性的問題への初動対応、薬品管理と投薬への対応、救急蘇生への対応、感染症・食中毒への対応、災害避難の予防と対応、強制引取りへの対応、大気汚染発生時における予防と対応、不審者侵入時の対応、個人情報保護への対応、施設内虐待への対応等、あらゆるリスクに対応したマニュアルになっており、全職員が所持している「実務ハンドブック」に掲載されています。</p> <p>ヒヤリハット事例の収集や、事故防止に向けた警察の協力を得ての安全講習等は高く評価できます。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】	
<p>感染症対策は、養護教諭の資格がある職員が担当しています。感染症に関するマニュアルは、「危機管理マニュアル」に含まれており、全職員が常時携帯して、確認できる状態になっています。</p>	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】	
<p>「危機管理マニュアル」に災害避難への予防と対応として、火災発生時の手順、地震発生時における予防、大地震発生時の対応に分けて対策が講じられています。子どもの安否確認のため「避難時確認名簿」を整備しています。また、地域に向けて災害時の受け入れ先として確認できています。</p> <p>今後は、さらに様々な状況を想定しての子どもや職員の安否確認と動きなどを取り決め、施設全体として確認しておくことが望まれます。</p>	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】	
<p>施設での養育・支援は、その時代等の状況や価値観に基づいた方法を標準として実施していますが、入所する子どもの多様化等に対応するためにも適切に文書化しておくことが必要になります。</p> <p>現在、様々なマニュアル類を作成して対応していますが、アドミッション・ケアからアフターケアに至るまでの施設での養育・支援の取り組みを「養育・支援標準マニュアル」としてまとめ、活用することが望まれます。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】	
<p>策定された「養育・支援標準マニュアル」は、入所児童の変化や養育・支援の対応方法の変化等により流動的に見直す必要があります。見直しは定期的実施するとともに、改正した部分は、文書化することが望まれます。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】	
<p>アセスメントシートが充実しており、適切なアセスメントが実施されています。自立支援計画は、担当職員が素案を作成し、主任や心理士、家庭支援専門相談員の意見を交え作成しています。</p> <p>作成された自立支援計画は、当該児童の意見や意向を聴取し反映したものとなっています。計画通りの養育・支援の実施は、打ち合わせ会議や職員会議等で確認され、半期に一度の見直しと年度末に総括がなされています。</p>	

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】		
自立支援計画は、半期毎に日々の打ち合わせ会議やユニット会議等において見直しがなされています。ユニット会議で出された様々な意見に基づいて見直し計画が策定され、主任が確認しています。見直された自立支援計画は、ユニット会議等で周知が図られています。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
【コメント】		
記録様式は統一され、一ヶ月の生活状況が把握できるように記録しています。「記録要領」は整備されていませんが、主任がチェックするなどの体制が整備されています。 今後は、統一した記録の作成に向けて、「記録のとり方」に関する研修の実施や「記録要領」を定めて活用するとともに、情報の共有や業務の効率化等を目的にパソコンの活用等の検討が望まれます。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】		
ホームページに「プライバシー・ポリシー」が謳われ、法人・施設の個人情報保護方針を社会に周知しています。個人情報保護規程は整備され、全職員が携帯している「実務ハンドブック」に掲載され、職員への周知と理解に向けて取り組んでいます。 施設の養育・支援に関する子どもや家庭等の個人情報の取り扱いについて、「入所のしおり」等に明記するなどして子どもや保護者等に説明することが望まれます。		

□

内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果					
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a				
【コメント】						
最善の利益を目指した養育・支援については、日常的な様々な会議と大学の教員によるスーパービジョン等、しっかりした取り組みがなされています。						
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a				
【コメント】						
ライフストーリーワークについて子どもたち一人ひとりの状況を考えて、取り組みがなされています。						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 権利についての説明</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> </table>			(2) 権利についての説明	①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(2) 権利についての説明	①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b			
【コメント】						
子どもの権利擁護の取り組みは、児童福祉法改正によって、権利の主体として明確に標記されたことから、今後の更なる取り組みが望まれます。						

(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】		
子どもと職員の関係や子ども同士の関係を築くために、日頃から個別的な、またグループでの支援を行っています。		
(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】		
第三者委員会の施設訪問や報告会の活動が行われています。また、施設内においてもきめ細かな職員の学びの場が保障されています。		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】		
不適切なかかわりの防止について、GSP（コモンセンスペアレンティング）の研修の受講等、施設全体で真摯に取り組んでいます。		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
【コメント】		
被措置児童虐待の通告者が不利益処分を受けないための仕組みが未整備です。届け等の対応マニュアルの改善が望まれます。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】		
思想や信教の自由について、入所時に丁寧に説明しています。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されるに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
【コメント】		
アドミッションケアについて熟慮した工夫がなされています。こういった取り組みは他の施設のモデルともなる実践だと考えられます。		
②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
定期的に子ども自治会を開催して、生活の改善や行事について話し合っています。		

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】		
「為すことによって学ぶ」「生活即学習」という理念が、施設内のクラブ（フットサル、陶芸、農芸等）や、日々の生活文化に根づいています。		
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
【コメント】		
高年齢児童の自立訓練プログラムの実施による、ソーシャルスキルの学びの充実が望まれます。		
(8) 継続性とアフターケア		
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
【コメント】		
家庭復帰後も関係を継続し、家庭訪問して退所時のアルバムを渡す等の取り組みをしています。		
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
【コメント】		
今まで高校を中退した子どもはいません。措置継続により大学に進学した子どももいます。退所した子どもが集まる行事も実施しています。		
③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
子どもの退所後ファイル整備し、状況把握に努めています。退所した子どもへの連絡相談等、幅広い取り組みが進んでいます。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
【コメント】		
表出された言動や行動にとらわれる事なく、その奥にある子どもの心を理解することに努めています。それはアセスメントシートの記録の工夫等によって現れています。子どもへの満足度アンケート等の実施が望まれます。		
②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】		
施設創立からの伝統文化が生活の中に生かされています。この項目が求める内容について、適切な取り組みが確認されました。		

③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】	
基準を超えた職員の確保を行い、集団的管理にならないように努めています。そのため、子どもの成長過程での失敗を恐れない養育を行っています。	
④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】	
施設内の保育が充実しています。また、地域のボランティアの活用等、この項目が求める内容について、すべて実行していることが確認されました。	
⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
【コメント】	
児童養護施設は、その時の入所児童のケアニーズによって変化する場所です。養育・支援にとって「当たり前」の生活の維持は常に目標です。	
(2) 食生活	
① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
【コメント】	
子どもが自分たちで作った陶器のものを利用するなど、施設の調理ならではの食事提供が実現しています。アルバイトや部活で遅れる子どもへの配慮や、施設外での食事を自然な形で実施しています。	
② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
【コメント】	
子ども一人ひとりの状況を考慮した献立が用意され、質、量、味ともに充実しています。	
③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
【コメント】	
郷土料理や伝統食等、様々な配慮が感じられるように工夫がなされています。特に母の日、父の日には調理員に変わり職員や子どもが積極的に食事作りを手伝う等、自然に調理技術を習得できる試みをしており、この取り組みは評価されるものです。この項目が求めるすべての内容について実行しています。	
(3) 衣生活	
① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】	
服や靴の購入から管理まで、子どもの意見に配慮していることが感じられました。適切な支援ができています。	

(4) 住生活		
①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
【コメント】		
法人施設として一人ひとりの子どもを大切にしている姿勢が、居室や全体の整備に繋がっています。玄関ホールのテーブルの平面に置かれたひな飾り陶芸で作成した茶碗皿等、高く評価します。		
②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
【コメント】		
小学高学年から個室であるため、タイムアウトや一人になりたい時の心の安定に繋がっていると考えられます。		
(5) 健康と安全		
①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】		
地元警察による交通ルール教室を開催しています。また、CAPの活動により危険な場所から身を守ることを教えています。この項目はすべての点で適切に行われていると判断します。		
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】		
子どもの健康診断を年3回行うことや医療機関との連携等、優れた取り組みであると評価します。		
(6) 性に関する教育		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
【コメント】		
職員会議の一番最後に性問題に関する気づきのコーナーがあり、必ず職員間で気づいたことを話し合っています。		
(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
【コメント】		
自己の所有のものと施設のもの等、区別ははっきりしています。シャンプー等、自分で購入して管理している子どももいます。		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
【コメント】		
アルバムは成長の記録として大切にしたい、丁寧な取り組みとなっています。退所した子どもには、しばらくたってから職員が手渡しすることで状況確認にも繋がっています。		

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
【コメント】		
定員34名という比較的小規模な施設であるため、子どもの行動上の問題が全体に反映されやすいので、他機関との連携や職員間のチームワークのさらなる向上が望まれます。		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】		
施設全体において、長い伝統の中で育んできた養育の文化が感じられました。施設長を中心として子どもと職員が一体となって、適切な対応をしています。		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】		
子どもたちにとって施設が安全安心の気持ちを持てるように取り組んでいます。保護者にとってもその信頼感があるものと考えられます。		
(9) 心理的ケア		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】		
3名の臨床心理士を配置し、職員への助言や子どもへの直接的支援を行っています。また、近隣大学の心理の教員によるスーパービジョンを受ける体制も整備されています。		
(10) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】		
小・中学校との連携が進んでいて、一人ひとりの課題についても逐一話し合いが行われているため、施設内での学習支援も効果的に取り組んでいます。		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】		
高校卒業後、進学した子どもへの支援の状況が事業報告の中に記載されています。この項目すべて、適切な対応がなされていることを確認しました。		
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】		
実習先の開拓や職場実習の協力事業主との連携は困難性の高い課題です。羽曳野荘らしい地域社会との連携力を発揮していくことが望まれます。		

(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】		
家庭支援専門相談員を2人配置し、保護者家庭と連絡を密にして支援に取り組んでいます。		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
入所時点でアセスメントシートを活用し、見立てが行われています。家庭の再構築に向けて、親子訓練室の活用もしています。		
(13) スーパービジョン体制		
①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
【コメント】		
毎日行われている打ち合わせ会で、子ども一人ひとりについての気づきが必ず報告され、それに対して施設長や主任から適切な助言がなされ、よきスーパーバイズの間になっています。今後の小規模化・地域化を進めるにあたっては、課題克服のため更なる改善が期待されます。		